

## 平成29年度第2回京都市男女共同参画審議会摘録

<日 時> 平成30年3月26日(月) 午後3時15分から午後4時45分まで

<場 所> 京都市消費生活総合センター 研修室

<出席委員> 赤瀬 史 (日本労働組合総連合会京都府連合会副事務局長)  
稲垣 真咲 (弁護士)  
大浦 啓子 (市民公募委員)  
大島 龍 (市民公募委員)  
表 真美 (京都女子大学発達教育学部教授)  
葛西 順子 (株式会社ワコールホールディングス 取締役 執行役員 ダイバーシティ推進室長)  
田端 泰子 (京都橘大学名誉教授) <会長>  
筒井 淳也 (立命館大学産業社会学部教授) <副会長>  
日比野敏陽 (京都新聞社論説委員)  
三浦 晶子 (京都府医師会理事)

<欠席委員> 佐伯 久子 (京都市地域女性連合会会長) <副会長>  
山森 亮 (同志社大学経済学部教授)

<傍聴者> なし

<議 題> 1 平成30年度推進計画について  
2 その他(事務局からの報告)  
(1) 京都ならではの働き方改革の推進について  
(2) 京都市男女共同参画センター ウィングス京都  
ギャラリースペース及び図書情報室の現状について  
(3) 京都市男女共同参画センター ウィングス京都 指定管理者選定及び利用料金制  
導入について

<内 容> (○委員, ●事務局)

### 1 平成30年度推進計画について

#### (報告事項:「京都ならではの働き方改革の推進について」を一括説明・質疑)

- 平成30年度推進計画の中の「30 LGBT等の性的少数者に係る取組の推進」について、性別記載欄の見直し検討などに取組まれることは評価するが、パートナーシップ条例制定の検討も進めていただきたい。
- これまで啓発を中心に取組んできたが、新年度以降は一步進めた形で取組んでいくこととしている。パートナーシップ制度については、更なる議論が必要と考えている。
- 平成30年度推進計画の中の「99 病児・病後児保育事業」について、どれくらいの規模で拡充するのか。
- これまでにも保育サービスの充実、一時預かり等を進めてきたが、平成30年度は病児・病後児保育併設型施設1箇所の新設及び既存施設1箇所の定員増加に取り組んでいくこととしている。
- 「真のワーク・ライフ・バランス」推進事業の平成30年度の予算は平成29年度から半減しているが、どのような考え方の下で減額したのか。
- 社会情勢や取り巻く状況を踏まえ、既存事業をスクラップアンドビルドした。働き方改革関連予算として新規に700万円を計上しており、この金額を合わせると増額になる。平成30年度は生産性向上や長時間労働の是正等に向けた働き方改革の取組により、家庭や地域での時間を充実してもらうことで「真のワーク・ライフ・バランス」の実現を目指してまいりたい。
- 重点項目を掲げられるのはいいが、切り捨てられたものはないのか。

- 男女共同参画アドバイザー派遣及び「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業支援補助金については、国において働き方改革関連の補助金が充実され、京都府でも新制度を立ち上げられていることなどを踏まえ、国及び京都府における支援とすみ分け、本市では補助金とは異なる形での中小企業への支援を実施することとした。
  - アドバイザー派遣事業のようなものより、企業自らの取組を行政が支援する形の方が良いと思う。
  - 先日、京都ならでは「働き方改革」に向けた意見交換会に出席したが、非常に良かった。経営者の考え方を変えていくということであったが、中小企業にどう波及させていくかが課題ではないかと思う。
  - 大企業では経営戦略として働き方改革が進められているが、中小企業では進めることがなかなか難しい。身近な企業の取組をロールモデルとして発信することで、中小企業においても働き方改革が進むことを期待している。
  - 「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業支援補助金は廃止するとのことであったが、「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度は続けるのか。
  - 推進企業認証制度は京都府の事業であり、継続される。また、本市の事業である推進企業表彰は、働き方改革や「真のワーク・ライフ・バランス」の取組を「見える化」する有効な事業だと考えており、充実し継続して実施する。
  - 病児・病後児保育事業は非常に重要な取組と考えている。平成30年度はどれくらい定員拡充されるのか。
  - 平成29年度の受入枠は33名であるが、施設整備等により6名分が拡充される。
  - 病児・病後児保育は医療機関に併設されることになるが、不採算部門になることが多い。季節による利用者数の変動等もあるため、行政の力添えがないと運営が難しい。今後も更なる拡充をお願いしたい。
  - 病児・病後児保育事業の拡充は良いことだが、子どもの発達や子育ての観点から考えると、企業の働き方改革により、子どもが病気のときには親が仕事を休めるような環境になることが好ましい。
  - 本来はそうあるべきだと思う。そのためには、仕事を休む際に、ほかの人がカバーできるゆとりのある体制整備が必要だと思う。医師は代替要員の確保が難しいことから仕事を休むことが困難な状況にある。休みづらい立場になりたくないという意識から、常勤ではなく、非常勤を選択する人もいる。マンパワーが足りず、体制整備がうまくいかない。
  - 医師は長時間労働で夜間勤務もあるため、医師会でも働き方改革についてぜひ議論いただきたい。
  - 働いていると休むことが難しい場合もある。病児・病後児保育事業は、そのような際に活用できるツールの一つとして考えていただきたい。同時に、職場における理解を進めるなど、職場環境の改善も必要だと考えている。優良企業ではこうした取組も実施しているため、参考事例として周知を図っていく。
  - 国によって、休業制度や公的サポートの考え方は異なる。ヨーロッパでは、社員が休業しても対応可能な体制を取るよう企業に規制をかけているが、そのことにより、優良企業しか生き残れなくなる。こうした規制をかけた場合、企業が淘汰されることにより生じる失業者に対しての公的サポートが必要となってくる。働き方改革を進めるうえでは、こうした観点を持つ必要がある。
- また、ひとり親など、必ずしも夫婦でサポートができない家庭があることも踏まえることが必要である。こうした社会的に不利な世帯が更に不利な立場にならないような体制作りが必要で、家庭に夫婦がそろっていることを前提とせず政策を考えることが重要。
- 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉が日本にはいつてきたのは、2002年。基には、「ワーク・ライフ・コンフリクト」という考え方があり、「ワーク」と「ライフ」の間に「コンフリクト」、すなわち「衝突」がない状態が目指された。この場合の「ライフ」は、家事、育児などの「家庭」等のことではなく、個人の自由な時間の確保を意味している。仕事だけでなく、家事、育児等を含めた「ワーク」以外の部分で、余裕のある時間を過ごすことが大切だという考え方が発端であり、仕事と家庭が両立できていることが「ワーク・ライフ・バランス」ではない。

京都市の取組の独自性として、地域活動への貢献に重点を置いていることに理解はしているが、地域活動も「ライフ」を阻害する要因であることを忘れてはいけない。これまで、地域活動は高齢者や主婦の方が取り組むことが多かった。少子高齢化が進み、定年延長や共働き世帯が増加する状況で、地域活動の担い手が減少していることを踏まえた施策が必要だ。

- 少子高齢化、共働き世帯の増加等、状況の変化に応じて「真のワーク・ライフ・バランス」の推進に取り組んでまいりたい。
- 地域とのつながりを考えながら生活を送るということに京都の特色があるのではないか。中小企業においても、地域に受け入れられるための奉仕などを行うことで、地域とのつながりを保っている。こうした特色を生かした、京都市らしい「真のワーク・ライフ・バランス」を推進できたらいいと思う。
- L G B T等の性的少数者については、一人一人に多様な背景がある。労働や教育等の分野にも関わってくる問題であり、当事者の意見を聞いたうえで、政策を考えていただきたい。
- 平成30年度推進計画の中の「30 L G B T等の性的少数者に係る取組の推進」には「多機能トイレの表示の在り方の検討」とあるが、これは性的少数者の方に多機能トイレを使ってもらおうとするものなのか、あるいは、当事者から多機能トイレを使いたいという声を受けてのものなのか。
- 現実的には、多機能トイレを使用する方が多いのではないと考えるが、性的少数者の状況は多様であり、一概に多機能トイレを使用すべきと言えるものではない。こうしたことを踏まえ、在り方の検討が必要だと考えている。

## 2 京都市男女共同参画センターウィングス京都 ギャラリースペース及び図書情報室の現状について 意見なし

## 3 京都市男女共同参画センター ウィングス京都 指定管理者選定及び利用料金制導入について

- 利用料金制はほかの施設でも導入しているものなのか。
- 本市でも文化施設やスポーツ施設等、多数で導入している。
- 施設の修繕は市と指定管理者のどちらが行うのか。
- 現在も、指定管理者との協定において、概ね100万円未満であれば指定管理者が修繕し、100万円以上のものや構造に係るものについては本市が負担をすることとしている。修繕に係る負担の考え方は、次期指定管理期間も変わらないことになると思う。
- 公募時に指定管理料は提示するのか。指定管理料は従来どおりの額になるのか。
- 現在の指定管理料は年間1億8千万円、本市への使用料収入は約7千万円であり、差し引いた数字が実質の支出額になる。指定管理料には、施設管理だけでなく、男女共同参画に係る事業の実施も含むため、次期の額は平成31年度以降の事業内容にもよる。いずれにしても、あらかじめ提示した形で公募することになる。
- ウィングスは立地がいいため、指定管理者に応募する団体が多いのではないか。
- 前回公募時の平成26年度は、2団体が応募されたが、前回よりも増えるのではないかと考えている。